

福島市地域活性化・人口減少対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地方の人口減少が進行する中、本市においては、東日本大震災と原発事故による放射線の影響により、人口減少問題はさらに深刻化しており、将来の地域の活力低下が懸念される。

まち・ひと・しごと創生法の趣旨に沿って、本市における人口減少対策や地域の活性化などに資する取り組み（以下「人口減少等対策」という。）について全庁一体となって推進することを目的として、福島市地域活性化・人口減少対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、推進本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 人口減少等対策に係る全庁的な推進に関すること。

(2) 人口減少等対策に係る総合調整に関すること。

(3) 福島市版「人口ビジョン」、「総合戦略」策定に関すること。

(4) その他人口減少等対策に係る重要事項に関すること。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に、福島市版「人口ビジョン」、「総合戦略」策定事務と人口減少等対策の全庁的な推進と総合調整の補佐をするため幹事会をおく。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、政策調整部次長をもって充てる。

4 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

5 幹事会にワーキンググループを置くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会に、福島市における「人口ビジョン」、「総合戦略」策定事務に係る調査及び研究を行うワーキンググループを置く。

2 別表3に掲げる所属の長から推薦のあった者をもって組織する。

3 ワーキンググループは幹事長が召集し、幹事長が会議の議長となる。

4 ワーキンググループに必要な応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 1月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	水道事業管理者 教育長 政策調整部長 総務部長 財務部長 商工観光部長 農政部長 市民安全部長 環境部長 健康福祉部長 こども未来部長 建設部長 都市政策部長 教育部長 水道局長 消防長

別表 2 (第 5 条関係)

政策調整部	政策調整部次長
総務部	総務部次長
財務部	財務部次長 (財務担当)、財務部次長 (税務担当)
商工観光部	商工観光部次長
農政部	農政部次長
市民安全部	市民安全部次長
環境部	環境部次長
健康福祉部	健康福祉部次長
こども未来部	こども未来部次長
建設部	建設部次長
都市政策部	都市政策部次長
教育委員会	教育部次長
水道局	水道局次長
消防本部	消防本部次長

別表 3 (第 6 条関係)

政策調整部	政策調整課、広報課、東京オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進室
総務部	総務課、男女共同参画センター、情報政策課
財務部	管財課、財政課、財産マネジメント推進室

商工観光部	商業労政課、企業立地課、産業創出推進室、観光コンベンション推進室
農政部	農業振興室、農林整備課、市場管理課
市民安全部	生活課、国保年金課、市民協働課、定住交流課、危機管理室
環境部	環境課、清掃管理課、新最終処分場建設室、除染推進室
健康福祉部	地域福祉課、障がい福祉課、長寿福祉課、保健所総務課、保健所健康推進課、保健所放射線健康管理課
こども未来部	こども政策課、こども育成課
建設部	路政課、道路保全課、道路建設課、河川課、建築住宅課
都市政策部	都市計画課、交通政策課、開発建築指導課、公園緑地課、市街地整備課、下水道室下水道総務課、下水道室下水道建設課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、保健体育課
水道局	営業企画課、建設課、施設管理センター
消防本部	消防総務課